

庄内空港航行不能航空機撤去計画 (運航者撤去作業計画 (空港管理者作成版))

庄内空港における航行不能航空機の撤去計画について、次のとおり定める。

1 目的

この計画は、航空機が空港の航空機移動区域又はその付近において航行不能となった場合に、当該機の撤去作業を的確に実施するための手順を定め、事故等の初期調査にも配慮しながら、空港の機能を早期に回復することを目的とする。

2 撤去作業の実施者

航行不能航空機の撤去作業の実施者は、原則として当該機の運航者又は所有者（以下「運航者等」という。）とする。

ただし、当該運航者等にその能力がない場合は、当該運航者等から同意を得た上で庄内空港事務所長（以下「所長」という。）が実施する。

3 撤去作業調整者の指名

所長は、航行不能航空機の撤去のための運航者等及び関係機関等との総合的な調整を行うための調整者（以下「撤去作業調整者」という。）として、庄内空港事務所施設管理主幹を指名する。

なお、施設管理主幹が不在の場合は、所長が別に指名する者とする。

4 撤去作業の実施手順等

所長、撤去作業調整者及び運航者等は別紙 1 の手順により、撤去作業を実施するものとする。

5 機材、要員及び施設等

撤去作業に利用できる機材のリスト、動員可能な要員のリスト等については、別紙 2 のとおりとする。

平成 20 年 3 月 12 日 策定

平成 23 年 7 月 27 日 改正

平成 24 年 3 月 2 日 改正

平成 27 年 4 月 1 日 改正

航行不能航空機の撤去手順

番号	項目	対処手順等	実施者等
1	航行不能航空機の発生とその影響の検証等	<input type="checkbox"/> 航行不能航空機が空港運用に与える影響を検証する <input type="checkbox"/> 空港施設の状況の確認等を行い空港運用の可否を検討する	庄内空港事務所長
2	空港運用の可否の決定と運航制限の実施	<input type="checkbox"/> 関係者と調整を図り、ノータム事項通報の手続きをする	庄内空港事務所長
3	撤去実施計画の策定 撤去作業準備	<input type="checkbox"/> 関係機関等と調整・協議し、撤去実施計画を作成する <input type="checkbox"/> 関係機関等と調整・協議し、運航者撤去作業計画を作成する 撤去作業調整者は以下の項目について調整・協議する <input type="checkbox"/> 機材の入手方法 <input type="checkbox"/> 機材の搬送経路 <input type="checkbox"/> 燃料の抜き取り <input type="checkbox"/> 気象状況の確認 <input type="checkbox"/> 照明の手配 <input type="checkbox"/> 消火救難車両の手配 <input type="checkbox"/> 掘削に係る調査 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 運航者撤去作業計画の作成	撤去作業調整者 運航者等 撤去作業調整者は以下の相手方と調整・協議する <input type="checkbox"/> 東京航空局 仙台空港事務所 (事故調査官を含む) <input type="checkbox"/> 関係機関 ・警察 ・仙台航空測候所 ・その他関係機関 <input type="checkbox"/> 撤去作業責任者(運航者等) ・関係航空会社 ・ハンドリング会社 ・撤去作業実施者 ・石油取扱会社 ・機体メーカー その他の関連事業者
4	撤去作業開始	<input type="checkbox"/> 航空事故等の調査の観点から必要とする事項について確認する	庄内空港事務所長
		<input type="checkbox"/> 撤去作業の履行 <input type="checkbox"/> 気象情報の監視 <input type="checkbox"/> 記録(写真撮影を含む) <input type="checkbox"/> 進捗状況の関係機関への報告 <input type="checkbox"/> 不測の事態への対応	運航者等(撤去作業責任者) 撤去作業調整者
5	撤去作業完了	<input type="checkbox"/> 点検を実施する	庄内空港事務所長
6	運用再開	<input type="checkbox"/> 運航制限を解除(ノータム事項通報)する	庄内空港事務所長
7	事後検討会の開催	<input type="checkbox"/> 必要に応じ撤去計画を見直しする	庄内空港事務所長

機材、要員及び施設等

1. 機材リスト及び要員リスト

(1) 中型機及び小型ジェット機等

責任者： 全日本空輸（株）庄内空港所 空港責任者

住所： 山形県酒田市浜中字村東 30-3

電話： 0234-92-4192

要員： 3名

機材： トーイングトラクタ 1台

トーイングバー 3台（B767用1台、B737用1台、A320用1台）

委託業者： 日本通運（株）酒田支店国際輸送担当

山形県酒田市宮海字治八郎畑 1-31 Tel 0234(35)1288

機材： 大型クレーン車、フォークリフト、コンプレッサー等

搬入： 2時間程度

(2) 小型機及び回転翼等

委託業者： （株）山本組

住所： 山形県鶴岡市下川字東海林場 358-67

電話： 0235-75-2334

要員： 3~4名

機材： 25tクレーン車、4tユニック等

搬入： 1時間程度

2. クレーン等の搬入経路

(1) 中型機及び小型ジェット機等委託業者

事業所から国道7号を南進、三川バイパスから主要地方道庄内空港立川線との交差点を右折し、庄内空港正面ゲートを通過後、11番ゲートから進入する。

(2) 小型機及び回転翼等委託業者

事業所から国道112号を北進、主要地方道庄内空港立川線との交差点を右折し、庄内空港正面ゲートを通過後、11番ゲートから進入する。

3. 撤去作業時の警備体制

ALSOK山形（株）、タイコー警備保障（株）及び庄内空港事務所の職員が対応する。

4. 航空機リカバリーキットの手配

全日本空輸（株）オペレーションマネジメントセンターを通して、成田国際空港内の（株）日本航空インターナショナルが保有するリカバリーキットを手配する。

5. 燃料抜き取り等の処置

（株）ENEOSスカイサービス庄内事業所 山形県酒田市浜中字村東 30-3

電話 0234-92-3897

6. 各運航者の撤去責任者の連絡先

定期便運航者については上記1.（1）のとおり。

定期便以外の運航者については随時撤去責任者の連絡先を確認するものとする。